

一般財団法人大学教育質保証・評価センター
大学機関別認証評価

実施大綱

年 月

目次

1	評価の目的	1
2	評価の基本的な方針	1
3	大学評価基準及び評価の指針	1
4	評価の実施体制	2
5	評価の実施方法	3
6	評価結果の公表	4
7	再度の評価	4
8	情報公開	4
9	評価の申請とスケジュール	4
10	評価費用	4
11	評価システムの改善	4

はじめに

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものと定められています^{1,2}。このような使命を全うするため、大学は自らが実施する教育研究等について点検及び評価を行いその結果を公表することにより、教育研究の水準の向上に努め、社会との信頼関係を築いていく責任を負っています³。

大学教育質保証・評価センター（以下「センター」という。）は、大学の教育研究の質の保証及び向上の取り組みは大学自身の責任であることを自覚し、その活動に真摯に取り組む大学に対し、大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）の理念に則り、大学が行う教育研究の質を保証するための評価を行い、またその評価を通じて大学の教育研究の質の向上に資することを目的として認証評価を実施します。

1 評価の目的

センターが、大学の求めに応じて実施する認証評価（以下「本評価」という。）の目的は、以下のとおりです。

- （１） 大学の教育研究の質を保証すること
- （２） 大学の教育研究の水準の向上に資すること
- （３） 大学の教育研究の特色の進展に資すること
- （４） 大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証¹」という。）の実質化を促すこと

2 評価の基本的な方針

評価の目的を実現するため、センターは以下の基本的な方針に基づいて本評価を実施します。

（１）第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証

大学が自ら行う点検及び評価の妥当性について、第三者による厳格な評価を行い、大学の教育研究等の質を保証します。

（２）内部質保証の実質化の促進

大学が自ら行う点検及び評価に対し、その方法の妥当性に関する指摘を行うことにより、大学の自己点検・評価の実効性を高め、大学の内部質保証の実質化を促進します。

（３）本評価以外の大学評価結果の活用

専門分野別の第三者評価や大学を設置する法人に関する評価など、大学を対象とした種々の評価制度における、大学の教育研究の質の保証及び向上に関する評価結果を活用し、効率的かつ効果的な認証評価を実施します。

3 大学評価基準及び評価の指針

評価の目的を実現するため、大学評価基準を以下の３つの基準で構成しています。また、各基準にはそ

¹内部質保証

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、点検及び評価を行うにあたっては、適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えたうえで、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表します。これらの活動に組織的に取り組み、大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを内部質保証とします。

れぞれ評価の指針を定めています。

基準 1 法令適合性の保証

基準 1 では、大学が行う点検及び評価の内容について、法令適合性を保証する観点から評価します。この評価は、「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において、認証評価を行うものとして定められている事項について行います。

基準 1 の評価の指針では、基準 1 で評価を行う評価事項ごとに評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示しています。評価事項のうち、内部質保証については、特に重点的に評価します。

基準 1 に関する評価の指針の各評価事項に照らして、大学が法令に適合し、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保していると確認できた場合、基準を満たしていると判断します。その上で、優れた点や改善を要する点があれば指摘します。

ただし、改善を要する点について改善の見通しが明らかでない事項がある場合、または重点評価項目である内部質保証についての取組みが不十分な場合、基準を満たさないと判断します。

基準 2 教育研究の水準の向上

基準 2 では、大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価します。

評価にあたっては、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。

基準 2 の評価の指針では、評価に付す根拠資料を例示し、評価の方法を示しています。

基準 2 に関する評価の指針に照らして、教育研究の水準の向上に努めていることが確認できた場合、基準を満たしていると判断します。その上で、優れた点や改善を要する点があれば指摘します。

基準 3 特色ある教育研究の進展

基準 3 では、大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価します。

評価にあたっては、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。

基準 3 の評価の指針では、評価に付す根拠資料を例示し、評価の方法を示しています。

基準 3 に関する評価の指針に照らして、特色ある教育研究の進展に努めていることが確認できた場合、基準を満たしていると判断します。その上で、優れた点や改善を要する点があれば指摘します。

以上 3 つの基準をすべて満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断します。

4 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、我が国の大学の評価に関し識見を有する者からなる認証評価委員会を設置し、その下に個別の大学の評価を実施する評価実施チームを編成します。

評価実施チームを構成する評価委員は、本評価を受審する大学（以下「受審大学」という。）の教育研

究の基本となる組織やその内容に応じて、各教育研究分野の専門家及び大学評価の有識者から選定します。評価委員が、本評価の意義と特徴を理解し評価を効果的に実施できるように、評価委員に対して本評価の目的や方法等についての研修を行います。

なお、受審大学の関係者は当該大学の評価実施チームに加わらないこととし、また受審大学の関係者が認証評価委員会の委員である場合は、当該大学の議事の議決に加わらないこととします。

5 評価の実施方法

本評価は、以下のプロセスで行います。

(1) 受審大学が行う自己点検・評価のプロセス

① 点検評価ポートフォリオの作成

受審大学は、大学評価基準の3つの基準に対する点検評価資料等で構成される点検評価ポートフォリオを、別に定める「点検評価ポートフォリオ作成要項」に従って作成します。点検評価ポートフォリオの作成に際しては、専門分野別の第三者評価の資料や大学を設置する法人に関する評価の資料等を活用することができます。

(2) センターにおける評価のプロセス

① 書面評価（大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析）

評価実施チームは大学から提出された点検評価ポートフォリオに基づき、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析を行います。また、必要がある場合は、設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握します。

② 実地調査（大学の教育研究活動等の状況についての実地調査）

実地調査では、点検評価ポートフォリオの内容を踏まえ、大学の責任者を含む自己点検・評価の関係者との面談により、大学の教育研究活動等の状況について調査します。その際、必要に応じて教職員や学生からの意見聴取を行います。

さらに、特色ある教育研究の進展の取組み、内部質保証に関する取組みなどについて、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者が参加する評価審査会を開催し、その進展に向けた意見交換を行います。

③ 評価結果の作成

実地調査終了後、評価実施チームは点検評価ポートフォリオ及び実地調査の分析結果に基づき、評価結果（原案）を作成します。評価結果（原案）は、認証評価委員会において審議され、評価結果（案）として受審大学に通知します。

(3) 受審大学からの意見申立てと評価結果の確定

受審大学は評価結果（案）を確認し、必要に応じて意見申立てを行うことができます。受審大学から意見申立てが行われた場合、意見申立審査会において対応を審議し、その対応案を認証評価委員会に報告します。認証評価委員会は、対応案の審議を経て対応を決定し、評価結果を確定します。

6 評価結果の公表

評価結果は、受審大学に通知すると同時に、センターのウェブサイトに掲載し、広く社会に公表します。

受審大学は、点検評価ポートフォリオを大学のウェブサイト等で公表します。

なお、大学からの要請がある場合には、評価結果の内容に基づき、大学を設置する法人の評価に提供できる資料を作成します。

7 再度の評価

評価結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学が、再度の評価を希望する場合は、センターは大学の求めに応じて評価を実施します。

8 情報公開

センターは、学校教育法施行規則第 169 条第 1 項第 1 号から第 9 号までに規定する事項を、センターのウェブサイトに掲載し公表します。

9 評価の申請とスケジュール

(1) 評価の申請

本評価の受審を希望する大学は、評価を実施する前年度（非会員は前々年度）の 11 月末までに、別に定める様式に従って、センターに申請することが必要です。センターは、大学から申請が行われた場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該大学の評価を実施します。

(2) 評価のスケジュール

別表 1 を参照

10 評価費用

評価手数料、評価手数料の納付手続き、その他評価手数料に係る事項については、それぞれ別に定めるところによります。

11 評価システムの改善

センターは、大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を踏まえて適宜評価システムの改善を図ります。

大学評価基準や評価方法など評価に係る重要事項を変更する場合には、事前に関係者に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ決定します。

別表 1 評価のスケジュール

年度	時期	スケジュール	内容
評価実施 の前年度	6 月	認証評価説明会	本評価の特徴、方法等を説明します。
	11 月末まで (※)	評価の申請	大学からの申請を受け付けます。
評価実施 年度	5 月	点検評価ポートフォリオの 提出	大学は 5 月末までに点検評価ポートフォリオをセ ンターに提出します。
	6 月 ～1 月	センターにおける評価の実 施	センターは大学から提出された点検評価ポートフ ォリオ等に基づき書面評価、実地調査等を行い、評 価結果（案）を作成します。
	2 月	評価結果（案）の通知 意見申立て	評価結果（案）を大学に通知します。 大学は評価結果（案）に対して意見がある場合は意 見申立てを行います。
	3 月	評価結果の確定と公表	意見申立てに対する審議を経て、認証評価委員会 は対応を決定し、評価結果を確定して公表します。

(※) 非会員は前々年度の 11 月末までの申請が必要です。

¹ 教育基本法 第 7 条 第 1 項

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

² 学校教育法 第 83 条

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

³ 学校教育法 第 109 条 第 1 項

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。